

害による損失の生じた事業年度について法人税法第十八条、第二十一条又は第二十二条の二に規定する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した同法第二十三条に規定する申告書を含む）を提出している法人

この法律の施行の日から起算して四月以内に、当該災害による損失の生じた事業年度について前号に規定する申告書を提出した法人で、当該申告書に当該損失の金額に関する事項を記載しなかつたもの

前項の書類を提出する法人で、その提出前に、第二項の災害による損失の生じた事業年度後の事業年度について法人税法第十八条、第十九条第一項ただし書、第二十条又は第二十二条の二の規定による申告書に記載すべき事項を記載した同法第二十三条の規定による申告書（同法第十八条、第二十一条又は第二十二条の二の規定による申告書を含む）を提出しているものは、改正後の法人税法第九条第六項の規定の適用により当該事業年度の所得金額又は法人税額について異動を生ずることとなつたとき（同法第二十四条の二第一項又は第二項の規定の適用を受けることができるときを除く。）は、政令で定めるところにより、当該書類の提出と同時に、納稅地の所轄税務署長に対し、同法第二十九条第一項又は第三十一条第一項の規定による更正をすべき旨の請求をすることができる。

5 水産業協同組合法（昭和二十三年法律を聽取いたいと存じます。大蔵

年法律第二百四十二号）の一部を次のように改訂する。

第八条中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

第六項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

第五十七条第一項中「第九条第五項」の下に「及び第六項」を加える。

○植木委員長 政府より提案理由の説明を聽取いたいと存じます。大蔵

明を聽取いたいと存じます。大蔵

政務次官、奥村又十郎君。

○奥村政府委員 ただいま議題となりました法人税法の一部を改訂する法律案について、提案の理由を説明いたします。

現行の法人税法におきましては、青色申告書を提出する法人につきましては、正確な帳簿を備え付け、その欠損金の計算も明確に行なわれておりますので、ある事業年度に欠損を生じた場合に、次の事業年度以降五年間はこれを繰り越して控除することを認めております。

○横山委員 税制について各般の点か

らただしたいと思うのでありますけれども時間があまりありませんから、一

つ簡明にお答え願いたいと思います。

最近新聞に伝うるところによれば、

税制については政府は二つの問題を決

定し、ないしは方向づけようとしてお

るかに伝えられております。

一つは、来年度は減税をしない、こういう態

度、それが政府及び与党首脳部で決定したかのよう伝えられております。

もう一つは、来年度一部を増税する

というふうに、与党の中ないしは政

府の一部で固まつたというふうに伝えら

れておるわけであります。これはきわ

めに重大な情報なり決定であります。

さて第一に、その点を確かめたいと

思ひますが、来年度減税をしないと

思われるわけであります。これはきわ

めに方針を大蔵大臣なりあるいは与党

の皆さんおきめになつた根拠といふ

ものは一体どういうものであるか。

これらを、単に抽象的でなく、具体的に

生じた損失の金額に限りまして、青色

申告法人の場合と同様、五カ年間の縫

越し控除を認めるよう改正を行ない、こ

は、その欠損金のうち、災害によつて

生じた損失の金額に限りまして、青色

申告書の提出がない場合において

も、その所得の計算上五年間の縫

越し控除を認める必要がある。これが、

この法律案を提出する理由である。

賛成あらんことをお願いいたします。

○植木委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

か。まずそれを具体的にお伺いをし

たい。

○奥村政府委員 お尋ねになりました

第一点の、来年度は減税をしないとい

うことについてお答えを申し上げたい

と存する次第であります。

減税をしないことよりも、む

しろ減税をする余地がなかろうとい

うことであります。これは、一方におい

て自然増収がどのくらい見込めるかと

いうことと、また、一方において法律

に基づいて歳出の面で当然増を見込む

経費が非常にたくさんありますこと

と、災害復旧などの当然必要な経費が

非常に多額に上つておるということで

あります。せっかくのお尋ねでありますから、その点についてもう少し詳しく述べておるわけであります。これはきわ

めに、来年度は減税をしない、こういうこと

であります。せっかくのお尋ねでありますから、その点についてもう少し詳しく述べておるわけであります。これはきわ

めに、来年度一部を増税する

というふうに、与党の中ないしは政

府の一部で固まつたというふうに伝えら

れておるわけであります。これはきわ

めに方針を大蔵大臣なりあるいは与党

の皆さんおきめになつた根拠といふ

ものは一体どういうものであるか。

これらを、単に抽象的でなく、具体的に

生じた損失の金額に限りまして、青色

申告法人の場合と同様、五カ年間の縫

越し控除を認めるよう改正を行ない、こ

は、その欠損金のうち、災害によつて

生じた損失の金額に限りまして、青色

申告書の提出がない場合において

も、その所得の計算上五年間の縫

越し控除を認める必要がある。これが、

この法律案を提出する理由である。

度でなかろうか、かようにも思える次第であります。これとも、もう少しあたいたい見積もりは、せめて今月末の、いいわゆる九月決算の法人の所得の確定が行なわれますならば、もう少し手がたいい見通しがつく、かようにも存する次第であります。

○横山委員 あなたの御答弁に私は意見を差しはさむという気持はさしあたらないけれども、しかし、二つの点で見解が異なる点だけは明らかにしておきたいと思うのです。

（いやないか」と呼ぶ者あり）それは、治山治水の基本的な対策確立などに関する連して、その財源の一部に充てるため、酒とかたばこの比較的高級品に臨時的課税をしたらという意見が一部あるやう承つてゐりますが、政府ころき

蔵大臣の言として新聞に伝えられていく
が確定的に話したのではなく、新聞の方
方があるような報道をなさつたので、
責任は大蔵大臣ないと私は考えおり
ます。

責任がある。——大臣は、平岡委員が会ったときの話では、景気がいいのだから少しはとってもいいのじゃないか。あなたはとらないという立場に立つておる。まことに支離滅裂で、責任のよけたり合へばいい。

そこで、来年度の自然増収はどの程度か。大きっぽに見込みまして千五百億以上は出るだろう。しかし、それなり千八百億以上に見込めるかというと、これはとても今すぐには即断はできない、こういうことでございます。御承知の通り、現に昨年度の税収の決算におきましては、ついに二十億の赤字を出しておられますから、これから考えましても、あまり過大な見積もりはできない、かように考えておる次第でござります。そういたしますと、一方に

一つは、あなたは何か、この減税といふことが二の次の話として、歳出ということに優先度がある、錢が余ったから減税するという立場のようあります。これは私は非常な誤りだと思うのです。いつものあなたらしい減税といふことが今の国家の政策上優先度を持たないという見解に対して、私は同意できません。その点については今議論しようと思いませんから、一つお考え方直しを願つておきたいと思いまます。

おりません。御承知の通り、税制調査会におきましても、たびたび、特に酒などの間接税については、財源の余裕があれば減税すべしという答申が出ております。その他、事情があつてさよならなことをいたしましても、これはせつかく税制調査会でいろいろ根本的な検討をいたしておる事態でありますので、政府としては、ただいまのところ増税のことは全然考えておりません。

わが党で大蔵大臣に十四日に申し入れをしたわけです。この値上げ問題に対するは厳しく慎むようというふうで、その際ほんとうにそういう意思があるかどうか聞きだしましたところが、景気がいいんだから、高級物の酒、たばこに対してどとも、これはやむを得ぬじやないかということを言うておるわけです。だから、あなたは、大蔵大臣に責任がないといつけれども、わが党からの正式の申し入れに対して、増税も一案であると、それを

○ 奥村政府委員 お答えいたします。
酒、たばこの高級品に対して一部増税をかりにいたすといたしましても、具体的に考究いたしますと問題が多々あると思います。たとえば酒の一級、特級だけを上げるというふうなことになりますれば、はたしてそれで増収になるかどうか。これはいろいろ問題がありますから、今そういうことをはつきり答弁しろとおっしゃるのも少しい

おいて、御承知の通り経済基盤強化資金の繰り下げとか、あるいはその他の租税収入以外の歳入に対しては、目ぼしいものは見当たりません。中には、いわゆる接収金属の方から何がしかの歳入が見込めるではないかという御意見も一部ございますが、政府としては、まだこれは直ちに歳入に見込むべきではないと考えております。

第二番目の、増税をするという政府の態度であります。伝え聞くところによりますと、政府としては、今あなたがお話をなさったような延長として、まず第一に、たゞ一あるいは酒、あるいは原油、重油の関税を、あるいはガソリン税を、というふうな計画、構想がいろいろとあるようであります。これも個々の問題についてはあるとで触れて

いは記者会見で話をされておるので
す。第一に原重油の関税については特
例措置をははずすというようなことを
言っているじゃありませんか。そこで
しょう。あなた御存じのはずですよ。

第二番目に、たばこ、酒についても一
考に値すると言つておるじゃあませ
んか。それを、あなたは、全然言わな
いとか、全然考えておりませんといふ

○奥村政府委員 大蔵大臣のお話ししたこととは、おそらく、増税の点だけではなく、災害復旧対策を完全に行なうことは、おそれなく、増税の点だけではございません。しかし、災害復旧対策を基本的とか、あるいは治山治水対策を基礎的に確立することと関連して、増税も考えられ得るというふうなことを申した
裏書きしたような言明をされておるわけですから、あなたはそれを頭から否定するわけにいかぬと考えます。

○横山委員 それでは、御注意もありますから、やはりあなたには酒とたばこと別々に御質問をした方がいい。まず、それではお得意のお酒の方からお伺いいたします。何かぎょう大蔵委員のところへきておる業界タイムスですかを見ますと、酒類業の八団体が、全力をあげて、減税をしてもらおうよう

一方において、歳出の方では、国民年金制度の平年度化に伴いまして、当然その経費があふれます。その他御承知の通りいろいろの経費、また災害復旧費などの経費の増を考えますと、減税に充てる財源はどうてい見当たらぬ。
かような現実論をもつて、来年度は一般的な減税はできないだろう、こういう見通しが一致しておる、こういう事情でござります。

いきますけれども、やはり、先ほどお話しになつたような、減税どころじゃない、歳出の方でやらなければならぬことがたくさんあるから、財源がないから増税をするというふうに固まつてきつつある。その辺についての政府の基本的な見解をお伺いしたい。

○奥村政府委員 国会の皆様方のうちには、一部増税をしたらどうかといふ御意見があるようになります。

(一部とは何だ、自由民主党の一部

○奥村政府委員 重油の関税につきましては、御承知の通りただいまはこれは特例措置で免税しておりますが、本来は一〇%かかることになっていて、これは、本来関税の規定の通り一〇%とするということは、いろいろ影響するところが多くあるものであります。ですから、検討しておるということで、簡単に増税とは言い切れぬと思うのであります。その他のことは、それは大

○ 横山委員 政務次官、それは少し無責任過ぎやしませんか。大臣が言ったことは責任はない、書いた新聞記者に國会の皆様方の御意見その他をよく考慮してという含みをもって申し上げたので、別に確定的なことを申し上げたわけじゃないと思います。

に要望いたしておる。それはあなたが一番御承知の通りで、おそらくあなたもこの間の卸の大会ですか御出席なさつて、大蔵大臣代理としてのお話と、個人奥村先生としてのお話をなさつたと思ふんですが、その際、全部減税だというふうな方向にみんななつていてるわけです。あなたがおっしゃるように、減税をして、その減収分は增收で穴埋めができる、たくさん売れるから。そういう理論が一般理論として今日まで

第一類第五号

四

あるんですね。あなたはそれを信じますか。あなたはそれを妥当と思われますか。これが第一の質問です。それから、第二番目に、伝えられるようなお酒の特級酒なりあるいは一級酒を増税をするというのが最近伝えられている案ですが、それをやるならば、清酒業界においては、難五郷あたりのいわゆる銘柄の通った二級酒が地方の銘柄の弱い二級酒を圧迫している現状が、この際特級、一級を増税することによって、さらに拍車をかけるであろうといわれている。この点についてあなたはどういうふうにお考えですか。この二つの御答弁によつてまあ結論が得出できると思うのですが、いかがですか。

らお伺いをするのですけれども、今回伝えられておりますビース、光等三千円以上のたばこについては増税をするという情報について、政府から御相談を受け、かつ御意見を表明なさったことはござりますか。

○石田説明員 まだそういうことはございません。

○横山委員 それでは、おそらくそういう新聞もごらんになり、伝えられるところによりますと、新聞を見てびっくりして、初めて政府のところに聞きに行つたと伝えられておるのですが、本件について専売公社の見解をお伺いしたいと思うのです。

○石田説明員 新聞などで拝見いたしまして大蔵省とも連絡はとりましたのが、別に大蔵省の方からどうこうしろというふうなお話をございません。しかし、かなり問題になる事項はあると思いまして、ただいまいろいろな数字を自発的に作つて研究を始めております。

○横山委員 私の調査したところによりますと、本件については、従来の経緯が非常に審議研究するに当たつて議論になつておる。この点は政府も専売公社も同じだろうと思います。たとえば、ピースの売り上げの、この前値上げして失敗をしたそのときは、値上げ前と後で何%減ったのか、これが全数量の1になつちゃつた。これが三十九年度が五・五%、それを三十二年一度にもう一ペんもとへ返した。もと

返したら九・八%に全数量の構成比が復活をしたということが、苦い経験としてわれわれの前にあるわけです。私どもは、この値上げをするときに反対をして、そんなことやったところで、政府の意図する增收は行なわれやしないと、口をきわめて言つたのですけれども、それを、値上げだと言つて値上げをして、まんまと失敗して、わずか一年や二年でもとへ返したという、この苦い経験が今回も非常な参考になると思うのであります。この経験から、今回の問題についても同様な結果が起ころのではないかと憂慮されるのですけれども、仮定の問題かもしませんけれども、仮定の問題であればこそ、よけいすなおに答えられると思いますから、専売公社の御見解を承りたい。

はあろうけれども、それなるがゆゑに、よけいたばこの値上げについての公社側の見解——見解までいかないにしても、今日までの経験、今後の希望、そういうような点にいま少し率直なお話を承って、私ども参考にいたしたいと思います。いま少し御意見を伺いたい。

○石田説明員 私どもが値段をいじるということを考えます場合には、もちろん、社会的ないろいろな要望といいますか、そういうことも考慮に入れるわけでありますが、事務的に考えますと、現在たばこの値段——いうものは一円とか二円とかいう刻みで上げにくいい。取引上非常に支障になるということでお、どうしても十本当たり五円とか十円ということでいじらなければならぬ。そういたしますと、現在銘柄が大体同じくらいの値幅で上級品から下級品とつながっております。そこを中心的に一部分だけ五円なり十円なり動かすということは、次の銘柄との間に非常にギャップを生じます。従いまして、そうなつた場合に、売れ行きがどういうふうに変動して参るかということをきめることができなかむずかしいのでありますて、これにつきましては、たとえば財源としてこのくらいほんのりとしたものでござります。従いまして、私どもは、今研究しておりますということは、過去においていろいろな姿勢の事例がありますが、同じような姿勢で値上げなり値下げなりする場合とか、そういうもののがありませんと、具体的な考え方——いうものはなかなかできないのでござります。従いまして、私どもは、今研究しておりますということは、なかなかございませんので、それをどういうふうに研究のときに盛

り込むかという基礎的な検討をいたしておりますので、公社はどう思つて、こういうふうに言われましても、御承知のよう、専元事業というものは、ある程度財政収入を上げるという目的に従つて仕事をしておりますので、そういう御要求というものがはつきりして参りませんと、私どもも具体的にどういうふうな考え方が非常にしにくく。事務的には、今申し上げたようないろいろな制約と申しますか、そういうものがありますというのを申し上げる次第であります。

〔委員長退席、足立委員長代理着席〕

○横山委員 副総裁に重ねて最後にお伺いしたいのですが、財政上の立場から財源がないから、このくらいの財源を得るためにどうしたらいかというふうなことで、どうしても結果論的にそういう話になるというお話をございまが、今回伝えられております三十分以上のたばこを最低五円上げるというふうにいたします。それを根幹とした今までの議論ですが、それによつてどのくらいの財政収入が予想されましょうか。

○石田説明員 まだその検討の結果が出ておりませんが、大体のことを申し上げますと、全銘柄について値上げをするという場合には、ある程度の消費源がやはり起ります。その差引をしないとわからないのですけれども、かなりの増収にはなるというふうには考えております。

○横山委員 そのかなりをお伺いしていります。

○石田説明員 かなりと申し上げるだけ、まだいろいろの前提がきまつて

地酒の二級については圧迫をしていく
という点があつて、あなたはしないと
言われたのだと思う。あなたは酒の専
門家だし、賛成しているようだが、た
ばこだって同じだと思う。先ほど副總
裁が言われたように、横山委員からも
指摘されたように、二十九年に値上げ
をしたら、一挙に総体の一五・五%の
半分に落ちた。三十年には五・五%に
落ちた。それが三十四年の四月にもと
へ戻したら、七・五%にふえてきたわ
けだ。そうなると、奥村政務次官にお
尋ねしますが、酒は絶対に増税しない
とあなたは言い切つた。それであれ
ば、たばこについても、もしも「ビー
ス」であるとか「富士」であるとか、
そういうものについて五円でも値上げ
をしていけば、どうしてもたばこをの
まなければならぬ人々は、当然「いこ
い」だとか「新生」だとかにどうして
も変えていかなければならぬ、それだ
け家計費を圧迫するから。そうする
と、酒については増税をしないと言つ
たあなたの考え方からすると、たばこ
についても、絶対値上げをしない、こ
ういうよう言わないし筋が通らない
んですよ。酒だけはおれの方の商売だ
から絶対増税しない、たばこの方は、
おれの方の関係なしに、一般の国民大
衆のものだから、値上げがあるかもし
らぬと言うのは、政務次官としては不
当だと思う。だから、酒については增
税しないと言わたんだから、たばこ
についても増税しないというようにこ
こではつきり言えば、この大蔵委員会
の論議はこれで終るんですから、はつ
きり言つた方がいいですよ。

○横路委員　ただいま委員長のお話がありましたが、奥村政務次官の家業の方でおありのようでもあるし「こういうことに訂正いたしておきます」。○奥村政府委員　ただいま委員長から非常に好意あるお取り計らいをいただきまして、実は私は戦前までは酒造業者を家業としておりましたが、もう現在は家業を離れておりますので、失礼ですが、酒だけでなしに、税制や金融について、将来全般にわたって専門家になりたいと希望しておりますので、誤解のないようによろしくお願ひいたします。

そこで、お尋ねの、酒についてはきっぱり御答弁申し上げたが、たばこのについては言わぬじやないかとおっしゃいますが、横山委員は特に酒についてお尋ねになつたから、酒についてお答えしたんで、たばこについてお尋ねがあれば、大体同様のお答えをいたしたいと思っておつたのです。特に大蔵委員の皆様方はもうおわかりのことだと思いますが、こういう税制改正は来年度予算編成に深く関連をしておりますから、予算編成のときに確定するんで、それまではたとい多少の改正を考えておつても、確定的なことはうつかり言えないので、こういう政府の立場もよくお察しを賜わりたいと思います。

○横路委員　今政務次官から、三十五年度の予算が確定をしなければ、財源についてもはつきり言えない、こういうお話をでしたが、今、政務次官は、御

自分のお言葉の中にあつたように、横山委員の質問に答えて、酒については増税しない、こう言ったのです。再度横山委員から、たばこについては絶対に増税をしないのか、こういうお尋ねがあれば、そういうようにもお答えしたいと思つておつたんだが、別にそういうこともなかつたから言わなかつたんだ、こう言うなら、私は重ねて聞きますが、たばこについては、酒同様、絶対に増税しないということを、ここではつきり御答弁いただきたいと思います。

十五年度の予算編成の中で、酒の増税はややたばこの値上げについてはやるのかやらないのか、われわれとしては絶対度の予算編成の中で言っているのでやるべきでない、こう言っているのです。だから、あなたも答弁の中で、先ほどは酒の増税はしないと言つたが、それが間違いだつたら、あれは間違ひだつた、こう言ってもらわなければなりません。私たち、来年度、三十五年度から一体酒の増税をするのか、それからたばこの値上げをするのか、どうなんだ、こう聞いています。

○ 横路委員　政府の中でも大蔵省、御承知の税制を担当し、また専売公社などを監督する大蔵省の立場であれば、これは今増税はできませんし、またとりわけ酒たばこの値上げは考えられませんので、来年度予算編成に對しても、その方針を負いていきたい。これは大蔵省の考え方。しかし、政府としては、今非常に困難な来年度の予算の編成、特に災害対策や治山治水などの大額な歳出増の意見が高まって参りますと、大蔵省の方針が必ずしも貫き通せないという節もあるわけです。この点を大蔵委員の皆さんには特に御了察いただきて、この大蔵省の方針を貫き通して、酒たばこを値上げしないといふふうな来年度予算が作れるよう、どうぞ御協力のほどをお願い申し上げます。

○ 横路委員　今、政務次官から、大蔵省の方針としては酒の増税はしない、たばこの値上げはしない、こういうことをここではつきり御答弁いただいたわけですから、いずれ大蔵大臣にこの

委員会に出でてもらいまして、この点に、この点を確認をしたいと思う。この点だけははつきりしておきたい。

それから、石田副総裁に一言。あなたは、先ほど、初めは金額があいまいでしたけれども、大体新聞に出ていて、これらたばこについて、十本当たり五円値上げすれば百億ぐらいになるのじゃないか。しかし、これはあなたの方針としていることでも生まれますから、専売公社としては、今政務次官から大蔵省の方針としては値上げ反対だ、こういうふうに乗りかえると、生まきてくるのではないか。ですから、専売公社としてはその点がございません。だから、当然、先ほど私から政務次官に指摘をしたように、「いこい」や「新生」に乗りかえると、生まきてくるのではないか。専売公社としてはその点がございません。だから、専売公社としても値上げは反対だ、こういうふうに言っておいてもらうと一番いい。——今副総裁に聞いておるのです。副総裁が答弁したらいい。大蔵省もそう言うのだから、副総裁もそう言つたらいいじゃないか。

○奥村政府委員 大体先ほどまでに申し上げたことでおわかりだと思うのですが、もし専売公社がたばこの値上げを計画するとすれば、これは、國家財政の必要から、いわば大蔵省の方からそういう指図を受けてすることですが、しかし、大蔵省の方針としては、今申し上げた通りでありますから、それで、すでに副総裁の御答弁を待つまでもなくおわかりのことと思いますから、どうぞ御了承願いたいと思います。

○権路委員 公社は公社としての立場があるでしよう。いろいろ副総裁に聞いておるのでですが、公社としての立場がある。しかも、前のピースの値上げで、売れ行き不振を招いて、またもとへ戻した苦い経験がある。本数は、先ほど横山委員が読んだように、実際には御承知のように約三分の一に落ちたときがあります。昭和三十年は本数が三分の一に落ちた。今やっと回復しつつある。そういう苦い経験からいつて、専売公社としては私は値上げは反対だと思う。だからここで副総裁から公社の立場を明らかにしてもらいたい。

○石田説明員 先ほども申し上げましたように、専売事業は財政収入を上げるという非常に大きな目的がありますが、そういう方面からの御要求があれば別でござりますが、現在公社のたばこ事業を運営していく上からは、特に値段をいじらなければならぬという必要はないように考えております。

○春日委員 関連。

私は今の問題は国会審議の上に悪い例になると思いますので、特に申し上げておきたいと思うのであります。横路君が専売公社の副総裁に対しても質問をいたしました。これは議員に与えられております専属固有の権限、質問権であります。この質問権行使して質問をしたら、政府委員は国会法に基いて答弁の義務があるわけです。その質問をしたのに対して、これを抑止、さらに答弁に立たんとするものを阻止する。こういうようなことは国会法を無視するものであって、わがクラブは国會の審議を冒瀆する者に対しては糾察しなければならぬ立場であります。こ

ういうようなことは嚴に今後慎んで
らわなければならぬ。われわれは、ど
んな問題であろうと、何人に聞こう
と、これはわれわれが国家によって保
証されておる権限を行使することであ
るから、政府委員に対してもただの
義務が課せられておる。いかにあなた
が副大臣であろうと、思い上つた言動
をなされておることは、今後そういう
ことのないよう十分あなたを戒告い
たします。

○横山委員 時間がありませんから、
最後に二つばかり別な問題で質問をい
たしたいと思います。

主税局長にお伺いをします。

先ほどからの政務次官の答弁によっ
て、原則としては来年度減税しないと
いうような方向の答弁がございました。
た。原則としてはということは、必要
やむべからざる税制の改正、減税を伴
う税制の改正というものは抑止するも
のではないというふうに受け取れるわ
けです。そこであなたにお伺いしたい
のは、これは時間がありませんから、
詳しく聞きたいと思ったのですけれど
も、できませんから、お願ひしたい第
一は、税制審議会の最近の状況につい
て、当委員会へ文書をもって報告をし
てもらいたい。

第二番目に、さしあたり今御答弁い
ただきたいのは、原則に対して、例外
が予定されておる問題が何かあるか。
当面、均衡論からいつても、あるいは
課税負担の上からいつても、これだけ
は減税すべきであろうといわれておる
問題があるのかないのか、あるとすれ
ばそれはどういうものか。

第三番目に、これが例になるかどうか
かわかりませんが、具体的な問題につ

いてお伺いしたいのですが、先ほどの
奥村さんじやないけれども、私ももともと
稼業は国鉄であった。この間国鉄に
乗つておりまして、付近の人と話をし
ておつたら、こういう話が出来ました。
たとえば、宿屋に泊まると税金はどう
かというと、八百円まで免税で、八百
円をこす分について五百円基礎控除が
二割だ、こう言われた。私いろいろ
話をして、一体宿へ泊まることがぜい
たくでなくして、夜行で行くことがぜい
たくないでしょうか、こういう意見で
います。私は、それを聞いて、なるほど私
も出は出ではあるけれども、汽車に乗り
る人の感じからいうと、これはもとより
もな話だ。そこで思い出したのが、飛
行機に対する航空税といいますか、通
行税であります。飛行機に対する通行
税は、たしか今一割になっています
ね。飛行機に乗るのがぜいたくでなく
て、汽車に乗るのが一体ぜいたくな
のか。これは庶民の感覚です。飛行機に
ついては産業育成という面があるであ
るうけれども、それにしてもこれは納
得のいかぬことではなからうか。いろ
いろな税金については、今までわれ
われに対する各種の陳情があります
が、通行税という不特定多数の人たち
の問題については陳情を受けたことが
ないのです。ですから、日の当たらな
いところとして、ずっと放置されてい
るというような感じがいたします。三
等と二等と比べますと、三等だとえ
ば千円なら、二等は一倍で二千円、そ
れに税金が二割ですから、二千四百
円、三等が満員で二等へかわってきた

人がある。その二等へかわってきたらしいが、私がぶうぶう言つたわけですが、「等で千円払つて切符を買って、しょせんないから、移動してきたらすわ」と、等で千円払つて切符を買って、しょせんないから、移動してきたらすわ」などと、千四百円出さなければならぬ、ちょっと腰かけるだけでこうも違うのでしようか。近ごろは、東海道線なんかは三等と二等の一・四倍というとうな、そんな区別はそういうふうに申うのです。私はここで二等擁護論をやっているつもりはありませんけれども、均衡論として、宿屋に対する税金と汽車に対する税金、飛行機に対する税金と汽車に対する税金、通行税全般の税制の均衡論からいと、これは、その人が汽車の中で私にいろいろ話をしてくれたことは、まことにもつともなことだと私は思うわけです。こういう点は一つの例でありまして、まだほかにもござりますけれども、もう申しません。第三点は、通行税について、政府は検討を総合的になさつたことがあるだらうか、そしてなさつたとしたならばどういうことに今なつて いるか、それがお伺いしたい。

諸問題についての意見であります。これらをお受け取りになつてゐるか。これらになつてゐるかどうか。もしなつてなつてなければお調べになつて、その各項目について、本委員会に文書をもつて回答いただきたい、これをお願いしたい。

以上につきまして政府側の御答弁を伺いたいと思います。

○原政府委員 第一点の税制調査会の議事の次第につきましては、御要求通り、後ほど文書をもつて御報告することにいたします。

第二点の、来年度減税を原則としてやらないというお話の、原則という場合の例外は何かということございますが、これは、私、この原則としてやらないということの「原則として」ということに、非常にかつきりした意味があつてのことではなくて、この二十一五号の台風の被害ということが非常に大へんなものである。先ほど来お話のありました通り、これに対する手当をし、治山治水面もいろいろ手当が必要となることになれば、たださえ苦しい來年度の財源の中であるから、とうてい減税ということはできませんといふ。いわば直感的な、もちろん数字の裏づけは腹の底にあってのことであります。が、感覚としてのかまえをとつたといふことであります。その場合に、一切がつさいやらぬのかと言われて、えらいこまかいことまでやらぬのだといふような言い切り方をする、しないといふその面を、今どうと言つてるのでなくして、とにかく災害、治山治水、ここに突っ込んでいこうというかまえであります。従つて、何が例外かといふ

ようなことを、今別段考えておりませ
んし、またお尋ねになりましても、
ちよつと申し上げかねると私は考え
ます。

第三点の通行税の問題、特に通行税の体系の中における三等寝台の課税、また航空機の乗客に対する税率が一般税率の二〇%に対して一〇%になつてているという問題、また三等と二等とのアンバランスというようなお尋ねがございました。この問題につきましては、御存じの通り、一昨年以来当委員会の御決議の次第もあって、間接税体系の詮議をいたしました際に——通行税を間接税と見るか、あるいは直接消費税と見るか、いろいろ見方はあります。が、いわば大きなその面の一つの問題点であろうということで、一昨年、昨年の税制関係の調査会、懇談会におきましては、はつきり議題として取り上げて議論をいたしております。その際、関係方面から、お話を鉄道関係も含めましていろいろ御意見も出て、そしてそれらを検討しました結果、やはり通行税は今の体系でしばらくいくべきであるという判断をわれわれは持つておるわけであります。一々こまかく申しますと、相当時間もとりますので、ざつと申しますれば、税率の問題、特に通行税のように三等はかけない。ただし寝台料金はかける。あとは、一、二等と三等で境するというような場合、その境目について御議論が出るのは当然であります。非常にきめのこまかい御議論となれば、そこにいろいろのニユアンスが出るのは当然で、お話を点はごもつともな点があるわけでありますけれども、それはやはり、間接税といふものは、どこまでを課税対象にして

何ペーセントという盛り方をするのに、いわばいつも出てくる問題だといふに考え、そしてそのきめを非常によこまかくするのがいいか、あるいは一本税率でいくかという問題になると思います。この点は、御存じかと思ひますが、沿革的にも、昔は、シャウブ改正の前は寝台料金、急行料金はちよと高うございましたが、一等も二等も三等も一律五%という税率を持つておったわけあります。大体これが直接消費税というか、あるいは流通税といふか、そういうものにおいては概して一本税率でいくというのが多い。その中で二等の通常の乗客の方をはずしたらどうかということではすして、そのかわり、そうなると一等、二等の消費というものは、全体の各般の消費の中で、いわば高級消費的な面が強いということことで、一律二割ということになつたわけです。その際課税に残すものがとして、寝台、急行料金は前から二割であった関係もあって残したということともいわれ、まあ多分に沿革的ななにがありますが、別途しからば三等寝台の消費はどうかというのを見ますと、非常に伸びがよろしいというようなこともいわれ、また宿屋との比較などでは少しなにでありますが、宿屋の八百円というのは、料理といいますから、朝晩の御飯が入って八百円だ、寝台の八百円とはだいぶ比べてみなければいかぬというふうに考えております。少しこまかい点で恐縮でありますが、航空機の方は毎年のように運輸省からいろいろ御意見を見

○春日委員 最初に奥村政務次官にさし上げておきたいのでありまするが、ただいまの御答弁の中で、社会クラブの中には、政府が考えておるよりも百数十億多かったことについて、何かはなはだしく荒唐無稽であるような、そんなニュアンスのある見解を述べられた。これは今ここで論じても本かは論になる心配もあるかと思ひますけれども、これは私どもがラフな腰だけでも、そういうような積算をしたのではないかといふ。少なくとも、この予算組みかえの要求をいたしまするからには、やはり天下の公党として、あらゆる角度から、科学的な緻密なデータを集めて、そな上に立つて積算をいたしておるのであります。ただ、この問題は架空の想定ではなくて、四月、五月になれば決算で明らかに出てくるのでござります。そのときに、私どもの想定が正しかったか、あるいは、政府が言つておるところに、あれでもつて洗いざらいの財源であつたか、これはそのときににおいて証明がされると思うのであります。これは厳肅な数字によつて証明されるとと思うのであります。申し上げておきますが、現実に政府が百九十億の伸びをあの限界でとどめておるとするならば、しかも、これ以上の財源準備がなかられども、それ以上に税収の伸びをあつた場合に、これは相当の責任を負つてもらわなければならぬと思う。月、五月になって、はたせるかなわがクラブが指摘したように税収の伸びが、あつた場合に、これは相当の責任を負ふと/or>るが、あるいはまた百九十億は

上の相当の収入の伸びがあったようない場合は、これをことごとく減税していくか、いずれかの手かげんをとつてかかるべきであると思うが、この点を中心的に銘じておいていただきたい。

そこで、私は、これは主税局長にお伺いをいたしたいと思うのであります。が、問題は登録税に関する問題でございます。現在、登録税は、中小企業金融公庫と国民金融公庫は、全額国庫出資であるという立場から、これが課税の対象外に置かれておるのでござります。これでもって満足すべき状態であるかどうか、機会均等を失しないかどうか、この問題でございます。さらにつけ加えて、今回伊勢湾台風の災害によりまして、災害の融資が政府金融機関によって行なわれておるのでござります。すなわち、中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫、それから中小企業保険公庫であります。が、政府は、災害復旧融資といたしまして、この四つの機関に対して相當な金を流しておる。被災者は、これらの窓口を通じて、それぞれ政策的な救済を受けるわけでありますが、ただこのとき、中小企業金融公庫から借りるものと、国民金融公庫から借りる場合とは、これは登録税というものが免除されるわけですね。ところが、同じ性格の金を、しかも政府の政策金融機関であるところの商工組合中央金庫、さらには金融保証協会、その資金源は中小企業保険公庫でありますか、あるいは政府が四十億貸して、今回十億追加をいたしておる。同じ性格の金、そして資金源は全額国庫であるか、あるいはその中の一部が国庫であるかの差によつて、あるいは登録税の減免が受けられ

る、他の者は受けられない、こういうようなことは、この際機会均等を失するのではないか。この融資の性格が被災者に対する救済である、しかもそれは中小企業、零細業者に対するところの政策的な金融であるというこのダブった意味の中ににおいて、一般融資の場合は別に論ずるといたしまして、少くとも災害融資に関する限りは、この登録税というものは減免されてしまうべきものであると思うが、これに対する政務次官の御意見はいかがでありますか。まず政策的立場から、ただお互いにこの機会に、見解の相違であるとか、そんなものを論じ合うというのではなくて、本来は大臣に出でていた大蔵省の立場から、ただお互いに意見をかわし合つて、そこで適切妥当な処理をしたいと思いますから、あなたも、その気持の上に立つて、今原さんが何か資料を出したようですが、そのようなくだらぬ資料には目を通すことなくして、あなたの政治家の良心と判断によつて、一つ問題の処理をはかるために、私の質問に対して御答弁を願つておきたいと思うのであります。

○奥村政府委員 御要望に沿いまして、政治家的な判断に基づいてお答えを申し上げたいと存じます。

国民金融公庫と中小企業金融公庫からいわゆる政府資金の融資をする場合に、抵当権設定に際しての登録税を免除するということにつきまして、登録税の趣旨からして、たとい政府金融機関といえども免除するということは、これは非常な恩恵であります。そ

れは、これは政府金融機関また政府資

金というこの、もともと恩恵的なものにもう一つプラスした、こういうわれわれの証拠物件を添えて融資の申請を行なう。それをするにあらざれば、それが被災者に対する救済である、しかもそれは組合融資

資金とは限りません。これは組合融資においても、商工中金の組合資金に

おりまして、商工中金の組合資金にプラス政府資金を補完的に添える、こ

ういう建前であります。また、法人格

においても、国民金融公庫や中小企業

金融公庫とは建前が根本的に違つてお

りますので、ここまで登録税减免の恩

恵を与えるということは、少しこが

は、そのような書類によってはつきり

と証明がつくのです。あなたの後段の

御答弁の中に、災害融資というものは、

これは明らかに救済融資であるし政策

融資であるのだから、従つてこの問題

については大いに考慮しておるという

御答弁なんですか、考慮なら

うわけには参らぬ。それはすなわち權

利承知の通り、本来中小企業金融は一

般金融機関が主体である。とても政府

の限界がありますから、そういうよ

うのはここからも全部これを満喫するとい

うわけには参らぬ。それはすなわち權

だから多々ますます弁ずといふことがあつて差しつかえないじやありませんか。農業については全額補助だとかいりいろな問題があつても、中小企業に對しては共同設備がないのだ。また現実に援助しようと思つても援助のしようがないのだから、金融の面においてあとう限りの救済をやつしていくのだ、こう言つてゐるのです。だから、あなたの理解がちょっと少ないけれども、残つたものは商工中金だというのだが、商工中金ばかりではない。やはり民間の金融機関から金を借りる場合には、保証協会の保証を受けて、しかもその保証協会のバック・アップになるものは中小企業信用保険公庫ですよ。従つて、これはいづれも公的性格を持つてゐるのです。政府がそれだけの金を出した商工中金であつて、政府の財政投融資で何百億というものを引き受けているのです。そういう性格の金であり、被災者であるのだから、しかも中小企業者に対する救済は現実に金融以外に他に方法がないのだから、登録税くらいのものを受けたって一体どこが悪い。實際の話が國の負担が大きくなるというわけのものではないけれども、合理的に負担し得るものがあるなら、これを全的に負担していくといふことが一つ、もう一つは、同じ性格の資金であり、同じ質の金なんです。しかも同じ政策目的である。それを、二つは課税の対象にならぬ、他の二つのは課税の対象になるということをおおむね思つてゐる。政策的な手落ちになつてゐる。政策的な手落ちになつておる。それを気づいたら改めるということにして、何らやぶさかであつてはならない

は大体わかってる。そういうよくなじみで、あなたと大臣と二人がトドケてくれたこともさらばに補足をいたしましたが、あなたの方の国会対策、政審の方にも話してもらいたい。そういうふうな手落ちのあることは、一つ官僚の諸君の意見に拘束されることなく、ほんとうにすつきりした政治をやつていただきたい。かくて池田さんが大蔵大臣であつたとき、私どもの質疑応答を通じてお知らせ制度について論じ合つたことは、貴殿がここにおられて御承知の通り。政府が悪かった、あしたから改めましょうということ、悪いことは改めるにやぶさかであつてはならぬです。それが議会出身の副大臣の責任なんです。だから、そういう意味合いで、この問題は、今もあなたは考慮するとおっしゃつておるのだから、どうか一つ、政策的見地に立つて、貴党の財政部会等でも十分検討され、さらに大臣の決断を促して、この問題は池田大臣の委嘱議会における答弁も参考されて、そういう方針以外に中小企業に対する被災救済の道はないのだ、この理解と決意に立たれて、この問題を踏み切られるようお願いしたい。

か知りませんが、私も正確な機関からこの資料をとったのですが、中小企業金融公庫、信用保証協会の業務の進捗率がはなはだ劣っておりまして、これは申し込みに対して現在やつと割くらいにしか達してない。ここに二〇%のおくれがあるわけです。私はこの際特に申し上げたいのであります。が、前の大蔵委員会においても、休んでおりました。特に当時国民金融公庫からも石渡副総裁に御出席を願って、何千件という申し込みが予想される、とても手が足りないであろう。調査能力を補完するためにはどういう態勢だと言つたら、十八名ばかり応援に出すということだったのです。十八名くらいでは、これはとてもとても消化できないであろう。これは同時に並行的に行端的にすべての申し込みに対して消化しなければならない、相手が被災しないであらう。これは、できることなどば何とかして、極端な例を言うならば全国に八十何カ所にか支店がある。そこから一人ずつ供出したって八十人くらいできるじゃありませんか。それをなんだから。これは、できることがない。なぜ何とかして、三重なりに持つてござつて、申し込みに対するものと並行的に行なわれるようにお願いしたい、こういうことありました。そこで善処するという御答弁で別れておるのであります。が、その後応援はどのくらい現地に派せられておるものでありますか。こんなにおなじであります。この点はどちらが非常にわざわざおこなつておる。この点はどちらが心配をいたさるのか。大体現在の経過を見ますと、くれておつては、やがて年末金融の

シーズンにもかかっておりますので、これではせっかくこちらに資金源を算で用意しても、向こうでこれをこす能力がないということになれば、點に対してもかかる措置をとつておらぬのです。この点に対していかなる措置をとつておかず、御答弁を願いたいと思います。

○奥村政府委員 前段のお尋ねに補的にちよと申し上げます。

池田通産大臣の答弁を受けて、中企業者の被災者に対する復旧は金融やるしかない、従つて金融の面にうと力を入れろというお言葉に対しても、私も全幅的に賛成であります。それにつけてこの登録税の免除であります。だ懸案がありますので、これらを含めまして御趣旨に沿うように善処いたしたい、かよう存じます。

なお、後段の銀行局長に対する御質弁は局長から申し上げますが、今日日本金融の公庫の関係者がおりませんので、ちょっと申し上げますが、昨日国民へ融公庫の総裁の国会における答弁であります。五十人だけ被災地に増員をいたしまして、「いつやつた」と呼ぶなりあり)これは十月ごろに派遣をいたしました、今相当融資の事務は進捗しております、こういうことであります。あふは銀行局長から答弁いたします。

○石野政府委員 災害地の中小企業融資につきまして、特に政府機関、関係機関につきましてできる限り円滑に融資を行なうという点につきましては、

私どももできる限り配意いたしておりますのでございます。国民公庫につきまして、ただいままでのところ大体五割程度でございません。しか申し込みに対して貸付が行なわれていいないということは事実でござりますが、この点につきましては、前回委員会において、各委員から非常に御督励のお言葉もございましたが、最初出足はおくれたことは率直認めます。しかしながら、十月末ごろ十八名、約五十名の増員をいたしまして、これは公庫の理事等も随時呼び出て、また公庫の理事も直接向こうへ見てきて報告をいたしておりますが、最近においてはこの申し込みの付に対して貸付決定がかなり順調になわれておる。従いまして、これがなんだんにたまっていくということはちろんなく、融資の決定の進捗状況今後改善していく。なおこれでも不十分であるという場合には、「そう応援をするというふうに申しておきます。

のであります。これはこの前も私は特に強調した問題であります。その後ずっと私はこの資料を作つてみたのです。災害減免法による控除と雑損控除と計算が結果的にどうなるか。この前、この被災者に対する減免措置というものについては、国税庁といたしましては特にこのPRにウエートを置いてもらいたいということを強調いたしました。と申しますのは、この災害減免法による税の減免、それからこの雑損控除による所得控除のやり方とでは、これは有利不利というのが非常にはなはだしく現われてくるのです。従いまして、この被災者の一人々について、あなたはこれが有利だ、あなたはこれが不利だということを、われわれ専門家ですらなかなかわからぬのだから、いわんや一般の納税者についてははなはだ理解いたしがたいところであろう。さればこそ、この際、被災者に対する徵税当局としては、彼らが法律によって保障されておる、与えられておるその権利を最大限度行使でききるように、PR活動をしてくれと強く要請をしておきました。そこで、その所轄税務署だけではおそらく人手も足らないであろうし、のみならず、たくさん取らなければならぬという責任の立場にある諸君が、こうやつた方があなたは得だというふうなことは、事実上これは二律背反の原則みたいなもので、たくさん取りたい人が、これはあんたの方が得になるからということは言ひがたかろう。従つて、他の税務員を現地に派遣しろとは強く要請し、あなたはそれに善処を約束したと

思う。その後実際はどういうふうに処理されておりますか。私はこれは念のために伺いたい。現地の事情を私知りませんけれども、いろいろこうやつて資料を作つて計算をしてみますと、この二つの税法の特例を受ける受け方によつて不利と有利の開きがあまりにひどいので、どんなふうになつておるか、その点を一つ長官から伺いたい。
○北島政府委員 被災直後に、名古屋国税局におきまして、罹災された納税者の方々に対する災害減免の措置等についてPRを開始いたして、だいぶまで参つてゐるわけござりますが、お話を災害減免法による場合と難損控除による場合と、いずれが得かという問題につきましては、これは最終的に来年の三月十五日の確定申告の際にきめればいいことでござります。それまでは、とりあえず災害減免法による措置を講ずることにいたしまして、納税者には手つとり早く災害減免法の措置の方をお勧めいたしておるわけでございます。三月十五日の確定申告の際にあらためてすべて清算することになつております。その際におきまして、どういう場合には難損控除が得であり、どういう場合には減免の方が得であるかということにつきまして、さうに一段と注意いたしましてPRに努めたいと存じます。ただいままでのところにおきましては、私は名古屋国税局管内の災害減免措置は順調にいってゐると考えております。

しても、その当時の情勢からして直ちに応援をするまでの必要はないだろうと存じておりましたが、ただいままでの状況におきまして、まだそれほどまでの必要はないようございまして、地元の国税局及び管内税務署の職員の努力によりまして、ただいままで私は順調に減免措置はとられておる存じております。

御答弁によると、確定申告のときに指導すればいいからと、いうようなことがありますから、あつては、これは実態に沿わぬじやありませんか。われわれがずっと前からあなたの方に要請しておるのは、個人々々の立場を見て指導をしてやつて、得な方をとらせるように、別個の立場から P.R.活動をする義務がある。それだけの法律を作つてあるんだから、そのことを言って、あなたの方も善処を約したんだから、今のようにすべて問題のしわを確定申告のときをして、待つてというようなことでは、私はいかぬと思うんだ。必ずしも災害免効法だけが有利ということではありません。だから、そんなナシキをやつたらいかぬですよ。だから、法律が保障しておるところの権利、フェーバーが納税者に及ぶようになるためには、被災者に対してもそれだけの P.R.活動をする必要がある。名古屋国税局はそれをやつておるというが、どの程度のことを行つて、どの程度の効果があつたか。今の長官の答弁など、すべてのしわは確定申告まで待つて、そのときに指導すると言うところが、あなたは、そうでなければ、そうではないという答弁をして下さい。

うに、あるいは災害減免法の方が得あり、あるいはまた逆に雑損控除の方が得であるという場合があるわけでございますが、それは今のところは考へる必要はない。ただいまのところは、ことし一ぱいといたしまして、とりぞえず災害減免法でもって応急的な措置をいたしておきまして、そうしてことしの所得がすべてわかりまして、来年の三月十五日のときの確定申告の際に、さていずれをとつたらよろしいかということを考えて、有利な方をとるべきいわけであります。その際の指導といたしましては、私ども十分の手を使つつもりでございますが、ただいまから複雑なことを納税者方にP.R.をしてしまましては、かえって混乱を招くだけでござります。ただいまのところは災害減免法によって応急の措置をやっているが、私の方が簡単で効果的であると存じます。なお、お説のように一者択一で、とり方によっては損得ござりますので、確定申告の際には十分面倒りこぼしのないように注意いたしたいと思います。

よおじいとれうみの法のい取て一めのはいを導かれが際木こ置めえこ力で

うな取り扱いになるよう、十分指導いたして参りたいと考えております。

ことは、すなわち災害減免法による税の減免額と、雜損控除による所得控除の減免との間に非常に有利、不利を生じてきた。このアンバランスのよつて減免法には、家財と住宅についてそれ二分の一以上の損害があつた場合に、その減免を行なう、この段階が政令で定められているからであるということを発見したのです。そこで、この十分の五以上の規定のよつてきたる法律は何かと言いますと、本法の中には甚大な損害を生じたときと規定してあるのです。国会においての意思決定は、甚大な損害を生じたときと規定していることについて、ここに適当であるか不適当であるかという問題が起きでくる。いろいろと積算してみますと、こういうアンバランスが生じてくる。

私は、法律の精神というものは——甚大な損害ということとは、なるほど十分の五以上ならばこれは甚大な損害ではありますけれども、しかし、その人の立場々々によつて、たとえば一千万円程度の資産を持っている人について、住宅と家財を加えまして五百万元も損害があれば、あるいは甚大な損害といふことになりますでしょうが、家と家財とで四十万円とか、かれこれ家が四、五千万、家財が一、三十万、こういうような人では、二、三十万も損害があれば、これは甚大な損害だと思うので

す。実際その被災者の持つている資産力、資産と受けた被害のパーセンテージというものは、やはり段階的に見るべきではないかと思うのです。一律にこれを十分の五という工合に切つてしまふということは、必ずしもこの法意に忠実な政令ではないと思う。こういう意味合において、この際、政令といふものは、少なくとも住宅が五十万円ぐらいで、家財が十五、六万円ぐらいしかない人々、さらにたかだか両方合して百万円以下ぐらいの人が、両方合して三十万あるいは四十万程度の被害ならば、こういうものは甚大な被害であるとみなすべきであると思う。この点については現実の問題としてよく御検討願いたいと思うのです。

この率によって参りますと、たとえば住宅が五十万で、その被害が二十四万円しかなかつた人、それから家財の時価が総額十五万円であつて七万円しか被害がなかつた人、そういうしますと、それぞれ五〇%以下でありますから、被害総計額が三十一万円ですから、このときには災害减免法による恩恵は現実に何ら受けられませんね。ところが、こういうような問題は、どこでこういうふうになつてきたかと言いますと、これは五〇%と切つているからですよ。法律に、甚大な被害等を受けた場合、家財が十五万円で住宅が五十万円、合して六十五万円、六十五万円の家と家財を持つてゐる人が三十一万円の被害を受けた場合、これは甚大な被害でないという工合に切り捨ててしまふということは、法律の精神に対して必ずしも忠実なものではあります。政令の書き方が間違つてゐる。法意を減却していると思う。だから、や

はりこの際災害減免法と難損控除の比較をいろいろ検討されまして、そしてそこに一つの不均衡、不合理な点があるとしておられるならば、この際、政令の書き方に変えていただいて、損害金額が住宅または家財の価額の十分の三以上でありますとか、あるいはまた、別の案といたしましては、住宅及び家財の損害合計金額が、住宅または家財の価額の十分の五以上であるとか、こういうような二様の方法によって積算をしてみて、いざれにしても住宅と家財とが六十五万円の人が三十万円の被害を受けても、災害減免法の恩恵が受けられないというような、低資産の諸君に恩恵の及ばぬような災害減免法というようなものは、法律としての権威のないものである。私は、こういうような意味において、この問題は十分検討されるべきものであると思うが、これについて長官の御見解はいかがでござりますか。

りまして、ただいまのようなぎくしゃくした計算はいたしておりませんの耳には今のところ届いておりません。なお、よく実態を調査いたしまして、そろそろやくした取り扱いにならないようにいたしたいと考えております。

なお、政令の改正につきましては、私どもの問題ではございません。

○春日委員 政務次官はちょっとと席をはずされておりましたので、かんじてあなたの点をあなたはお聞き取りにならなかつた。これはあなたに申し上げたいと思っておつたので、簡単に申しますから、もう一べん聞いて下さい。災害減免法では、甚大な損害を生じたときは災害減免法を適用する。どういう場合に適用するかといふと、これは所得が五十万以下は全免、五十万以上八十万までは半減、八十万以上百二十万までは二五%減、こういうことになつてくるのです。ところが、これが、政令で、甚大な被害とは何ぞやということを受けておるので、その政令が、住宅、家財それぞれ二分の一、十分の五の被害を受けたときだけこれが適用される、こういうことに政令が受けておるわけです。そうすると、具体的にどういうことになるかというと、たとえば五十万円の家、それからたんすや長持、そういう家財で十五万円の時価、そうすると、この六十五万円の資産を対象にした場合、被害が家について二十四万円、すなわち十分の五をわざかに割る。それから家財において十五万円の時価について七万円、これも十分の五をわざかに割る。そうした場合に

は、その被害額は三十万円になる。ところが、そのものは幾らかといふと、五十万プラス十五万だから六十五万円です。六十五万円の中で三十一万円の損害が生じても、これは恩恵が受けられない。これはもう災害减免法の法律を見れば受けない。法律というものはそんなふうに書いてない。法律の適用によって税の减免を行なう。法意はそこにある。法意は政令によって生かされなければならないですね。六十万五千くらいのわすかな家と家財を持つておる人が三十一万円の被害を受けた。法律がその人を救済しようと思つておるのに、十分の五と政令を書いたがために、これが救済されないということは、まさに不当なことである。法意というものが政令によってゆがめられておるのではないか。そこで、どうして救済したいいか。これは政令を書き直せばいい。書き直し方で、どうして救済していく。だから、そういうふうにやつてちょうだいと私は今長官に言つておるわけなんです。ところが、長官としては、それは権限外のことだから……。意見もいさか述べられたようだが、これは聞くにたえぬ答弁だ。そこで私は参考として申し上げたいと思うのですが、本書の場合はどう扱うかというときに、数年前は、これはその九割の損害があつた場合には、それが応じて一家財を対象とする損害保険のときに、損害保険契約がなされて、そのときにたしか付帯契約だと思ふのですが、本書の場合はどう扱うかというときに、数年前は、これはその九割の損害があつた場合には、そ

契約として、九割の損害があつた場合には、それに準じて払うということになつておつたのです。ところが九割というのは幾らなんでもひどいといふことで、それからいろいろと論議がされて、ずっとこれが減つてきて、本日は、これがかつて九割であったものが不当だ、あたかもこれと同じような前例で、これが五割にずっと減つてきておる。だから、そういう意味において、この精神というものは、みだりに政令によってゆがめらるべきではない。政令は、忠実にそれを受けて執行すべき義務があると思う。それが、いやしくも六十五万円の家と道具のある人が、三十一万円の被害を受けて、これは甚大な被害でないというような受け方は、これは明らかに間違つた政令の書き方であろうと思うのです。だから、私は、この際はぜひともこれを改善していくという立場において、すなわち甚大なる被害とは、それぞれの十分の三という工合にこれを下げていく。こういう努力がされたいと思うのであります。現地においてこれらの諸君が結局恩恵が受けられないのであります。なぜ受けられないかというと、これらの方々が、結局の話が、雑損控除においても、夫婦子供三人のような場合には、基礎控除、扶養控除、さまざまなものがあるから、これはすでに他の法令で恩典がいつておりますから、災害を受けた場合においてもなかなかこれは受けられない場合がある。私は、そういうような意味をも含めて、この際、法律の精神通り、法意にのつとて政令を変えてもらいたい。書き

〇奥村政府委員　被災者の方々の現実の事情にお触れになつて、具体的に法令の実施状況を御体験になつての御意見で、まことに貴重なお詫と存じて、私も承つておつた次第であります。そこで、問題は、お詫の通り、納税者の方々に、特に被災者の方々にとっては、いろいろ精神的にも打撃を受けておられるから、御指摘のように税法がよくおわかりにならぬ。雑損控除の制度を受けるのが有利なのか、あるいはいわゆる災害租税減免法の適用を受けられる方が有利なのかという判断も、なかなか納税者にとってはわかりにくい。

そこで、税務当局としても、この点についてのPRがまだまだ必要だ、こういう御趣旨については大へん私はごもつともに存する次第であります。そこで、しかしながら、基本的には所得税法による雑損控除の規定が基本になって、これは御承知の通り所得の一割以上の損害については全額控除し、またはその手で控除できなければ繰り延べの方法もあるということであつて、これを土台にして、いわゆる租税減免法の規

定というものはまことに規定が簡単にできておるから、せっかくの規定を廃止することもないということで現在に至つておるので、その趣旨を十分生かしまして、今の御意見まことにごもつともでありますから、なお政府部内で十分検討の上、御趣旨の通り改めるべき点があれば一つ善処いたしたい、かように思います。

は甚大な損害でしよう。あなたがうでしよう。甚大な損害があつたときは法律は減免してやるといつておるのに、政令はそれがだめになつておるから、政令の書き方が間違つておると思う。従つて、その政令の書き方を直せ。いかに直すべきか。十分の五と書いてあるやつを十分の三に直せ。そういう例はいろいろあると思う。あなたの所管で、損害保険契約のときに、火災保険の付帯契約としての水害の場合の損害保険、そのときには水害による損害が九割に達したときには保険金を払うとあるやつが、九割じゃいかぬ

わかりますし、またごともな点も多々あると思います。ただ、御指摘のような場合においては、所得税法における難損控除の規定では該当すると思いますが、それなら今のは災害減免法でも該当するよう、災害減免法の政令の五割というのを玉割程度にならぬ員会でお答えいたいと思います。

今度、確定申告のときには、これはあなたは損でしたよ、こっちをやりなさいと、一つ一つについて税務署で国税局長官の責任において皆さんにそれを教えるから、それならいいということでお済んでおることです。私の言つたことはこういうことですよ。災害減免法では甚大な損害を生じたとき減免すると本法で規定しております。ところが甚大な損害とは何ぞやとうことは政令にゆだねられておる。ところが政令はそれを十分の五ということにしておるんですね。家が十分の五、家財が十分の五、こういう場合に書いてあるものだから、今申し上げたように時価五十万の家で二十四万の損害を生じて、それから十五万の家財があつてその中で七万円の損害があつた。そうすると二十四万と七万だから三十一万でしよう。一方家と家財とのグランド・トータルは六十五万でしよう。その六十五万の中で三十一万の損害があつても、これは減免法の恩恵が受けられないということになる。六十五万の中で三十一万だから、これ

ということと、ずっと減ってきて、今では五割になつてきておる。必要に応じて実態に従してみんな直されてきておる。だから、今度の被害は、これはこの必要のいい例なんだから、この法律が死んでしまつておるなら、この法律を生かさなければだめだ。直すときには今申し上げたような例で、十分の五というやつを十分の三に書くか、あるいは他の方法としては、それぞれにしないで、合計金額のどれどれ、こういう工合に書くか、いずれかの書き方にして、この法律の精神を生かした執行をしてもらいたい、こういうことです。なお、ここに私が私なりに作りましたいろいろな場合を想定しました資料がありますから、これをあなたに差し上げます。これによりまして、なお国税庁と主税局と御相談願いまして、私どもの主張に合理性があるならば、ぜひとも一つそのような方向で政令を書き改めてもらいたい。それはよく御検討願つてやつてもらいたい。これでござります。いかがですか。

○横路委員 食管特別会計についてお伺したいと思います。実は、十月十三日の大蔵委員会で、食糧庁に消費者米価についてお尋ねをしてあつたわけですが、それからあります。きょうは、その点の、長い間保留されていた点について回答をいたしますが、ただいまお尋ねをいただいたいと思うのですが、それがあとで担当官が出てきてからお尋ねをいたしたいと思います。

実は、食糧庁の業務第二部長にお尋ねしたいのですが、これは十一月八日の読売新聞だけだったと思いますが、出ておるのです。結晶フード糖の工場について、実は味の素株式会社が約二〇%、アメリカのコンプロ社が約二五%、東洋製糖が約三五%で、資本金二億円で日本糖化工業株式会社を新設することにして、国内の過剰澱粉を結晶フード糖に転化して、年間一万三千五百トンの生産を上げる。初めこれに対しても農林省はあまり賛成してなかつた。ところが、反対しているのは中小メーカー等もございましようけれども、ことしの秋に入つて、澱粉の市場価格が政府の支持価格を大きく下

わかりますし、またごもっともな点で、多々あると思います。ただ、御指摘のような場合においては、所得税法における難損控除の規定ではば該当すると思いますが、それなら今のは災害減免法でも該当するように、災害減免法の政令の五割というのを玉削程度にならぬか、こういうことになりますので、もうともな節も多々あると思いますから、よく検討いたしまして、次の委員会でお答えいたしたいと思います。

○春日委員 では、それだけ就可以了。

○植木委員長 横路節雄君。

○横路委員 食管特別会計についてお伺したいと思います。実は、十月十三日の大蔵委員会で、食糧庁に消費者米価についてお尋ねをしてあつたわけですが、あります。きょうは、その点の、長い間保留されていた点について回答をいただきたいと思うのですが、それがあとで担当官が出てきてからお尋ねをいたしたいと思います。

実は、食糧庁の業務第二部長にお尋ねしたいのですが、これは十一月八日の読売新聞だけだったと思いますが、出ておるのです。結晶ブドウ糖の工場について、実は味の素株式会社が約二〇%、アメリカのコンプロ社が約二五%、東洋製糖が約三五%で、資本金二億円で日本糖化工業株式会社を新設することにして、国内の過剰澱粉を結晶ブドウ糖に転化して、年間一万三千五百トンの生産を上げる。初めこれに対しては農林省はあまり賛成してなかつた。ところが、反対しているのは中小メーカー等もございましようけれども、ことしの秋に入つて、澱粉の市場価格が政府の支持価格を大きく下

回り、原料コストの点でも国内業者もコンプロ社の進出に対抗できる。こういうので、農林省との間で事務的にだんだん話が進められている。なおまた大蔵省の外資委員会を通じて政府に申請を行なっている。この点については、現在食管特別会計上で財政上の負担となつていて澱粉の二千二万トンの政府過剰在庫の解消に役立つなどから、提携に非常に乗り気だ。こういう記事なんです。この点についてははどういうようになつて いるのか。その点について最初にお尋ねしたいと思いまます。

〔木田 説明員〕 たたしま御指摘のありました新聞の記事でござりまするが、正式には、御指摘の通り味の素株式会社を中心いたしまして、政府の方に外資導入に対しまする手続の申請が出て参っております。実は、率直に申し上げまして、こういう外国の技術を導入いたしまして、国内の澱粉を有利に処理をし、結晶ブドウ糖が生産されるというそのこと自体は、われわれも非常にけつこうなことであると存じております。特に御承知のように非常に大量の澱粉をかかえておりまして、政府の在庫もただいま御指摘のような数量に相なつておりますので、これらの過剰澱粉の処理、ひいてはイモ作農家の経営安定にも資することとありまするのうに、現在すでに国内におきまして、小規模でござりまするけれども、結晶ブドウ糖の製造に乗り出しておりまする工場が相当数あるわけでございまして、それに対しまして、御承知のよう

に、政府は、原料の安売措置でござりますとか、あるいは農林漁業金融公庫による融資措置でありますとか、あるいは製品の売買に当たりまして粗糖とのリンク措置をとつて奨励措置をとるとか、各種の奨励措置をとつて、まだ日が浅いのでございますけれども、今日に至つておるような状況でござります。従いまして、これらの既存の工場との関係をどういうふうに調整して参つたらよしとかいろいろふうな問題があるわけでござります。かたがた、これも御承知のように現在が国で作つております結晶ブドウ糖の製法は大体醸糖化方式が多いのですが、たゞいま計画されております味の素の方の計画は、それと違つた製法のように伺つております。しかしながら、その製法が必ずしもわが国において絶無なのかどうか、これらにつきましてはなお検討を要する面があるようになります、これらは問題につきまして、いろいろ技術的な問題等の見地からも、農林省といたしましては十分なる検討を加えて参らなければならないというふうに考えて、慎重に検討いたしております。おるような段階でございます。

た、日本としては結晶ブドウ糖に関する工業としていうものは日なほ浅い。そういう意味で、外国からの資本、技術とどうかという点についても慎重に検討中でございます。

○村田説明員 農林漁業金融公庫の方来ておりますか。

○横路委員 農林漁業金融公庫の方来ております。

○植木委員長 見えております。

○横路委員 昭和三十三年の十月六日の大蔵省、農林省の告示第五号、農林漁業金融公庫法の第十八条の二の第一項の規定に基づいて、初めて結晶ブドウ糖製造施設についての資金が出るようになつたと思ひますが、その点は今日までどれくらい出ておりますか。

○小山説明員 御承知のように、法律ができ、それからまことに業務の方法書の改正がありまして、次のような融資を決定しております。三十三年度におきまして、すなわち今年の三月末までに、四社で、金額は四億円であります。それから、三十四年度になります。まして、やはり四社、合計二億一千七十九万円、合計いたしまして——これは延べが四社でありますけれども、資金の関係上同じところに二回に分けてやつた、こういう関係がありまして、五社合計六億一千七十九万円を融資をしております。なおこのほかに、農林省の方から育成要領によりまして融資あつせんを私の方に言ってきて、借入社から申し込みが来ておりますけれども、且下審査中のものが一社あります

す。それで、資金のワクは三十三、四年度の二ヵ年で八億を一応予定されておりますので、今その一社のためとうわけでもありませんけれども、一億八千八百三十万円を保留しております。

大体は以上のようでありますけれども、このほかに、すでに融資をしたところのものから、その計画の変更、端的に申しますと、設備を最初の予定よりももう少し大きくなるというような要望がありまして、それが、今申しました六社といいますか、融資決定をしたのは五社であります。そのため、二社から約一億一千万円ばかりの追加融資の申し込みが来ておりますけれども、これは、資金ワクなどの関係で、保留と申しますか、実は本年大体余る見込みがないと思いますので、保留しているような状況であります。

○横路委員 業務第二部長にお尋ねいたしますが、大体本年度の国内における結晶ブドウ糖の年産はどれくらい予定しておられますか。

○村田説明員 本年度大体一万トン程度になる見込みでございます。

○横路委員 部長にお尋ねしますが、政府の方では、昨年手持ちの激紛の処理対策として結晶ブドウ糖工業の育成措置を決定して、三十四年度を初年度として三十八年度までの五年間に、大体最終年度に四万二千トン製品を目指しておる、こういうわけですが、この計画からいけば、これは達成しますか。

○村田説明員 政府は、甘味資源の総需給対策の一環といたしまして、結晶ブドウ糖の生産を積極的に奨励して参るという措置を決定いたしました

ことは、ただいま御指摘の通りでござりまする。しかし、その計画によりまするにと、今後十年間に結晶ブドウ糖を大体十五万トンくらい生産できるようになりますが、でございますのでござりまする。ですが、でござるだけこの計画のテンボで早めるべく、ただいま結晶ブドウ糖の育成措置を再検討いたしておるような段階でござります。従いまして、ただいま御指摘の四万二千トンという数字は、政府の施策いかんによりましては達成は可能であるという見込みをわれわれは立てておるような次第であります。

○横路委員 そうすると、三十八年度の最終年度の四万二千トン、ことし、三十四年度まあ大体一万トンの予定、それから先ほどお話しの今日までの資金については八億を予定していたけれども、六億一千万、こういうことになると、四万二千トンが三十八年度できるという見通しにおける資金はどうですか。大体どれくらい予定しておりますか。工場の建設その他ですね。

○村田説明員 当該事業に要しまする所要資金でござりまするが、大体年度別に、これは概数にわたりまして恐縮でござりますけれども、ただいま私どもが見込みとして計画を立てておりますものを申し上げますと、設備資金の所要額として、三十五年度十一億八千万円、三十六年度十三億二千万円程度の計画にいたしております。そのうち公庫で融資を期待しております額は、三十五年度は約七億、三十六年度が約八億というふうな、これは概数でござりまするけれども、計画を立ておるような次第でござります。

た、ことしはさらに強化対策の方針を打ち出して、十年後の四十三年度には、結晶ブドウ糖の自給量を十五万トン見込むそうですね。大体これがビートと、それから結晶ブドウ糖で、いわゆる国内で消化する甘味の原料の約五〇%をそれで確保したい。そういうことをですね。そうすると、結晶ブドウ糖の自給量が十五万トンということになると、場合における、いわゆるカンシニョ激

粉、それからバレインショーディ粉の生産との関係はどうなるのですか。

おりますので、かりに、御指摘のよう
に、今後十五万トンの結晶ブドウ糖
が生産されるということになります
と、逆算をいたしまして、約二十万ト
ンの澱粉が消化できるという見込みに
相なるうかと存じます。

○横路委員 本年のバレイシヨ澱粉並
びにカソシヨ澱粉の生産は、大体ど
ういふところですか。三十四年度
です。

○村田説明員 カソシヨ澱粉はおおむ
ね一億一千萬貫、バレイシヨ澱粉は大
体四千万貫くらいの見込みをいたして
おります。

○横路委員 トンにしてどうですか。
○村田説明員 トンにいたしまして一
ちょっと恐縮でございますが、お待ち
下さい。

○横路委員 それは今計算していただいているのだけれども、これは実は業務第一部長に考えておいていただきたいのは、米作地帯でない地帯においては、とりわけ寒冷地においては、ベレイショの畑作が多いわけです。それが今 日非常に買上価格が思うようにならないかな

い。政府が買上げても、それがいわゆる在庫品としてたまっていく。なかなかそういう大きな拡大ができないというところに、今日のバレイショ畑作地帶の大きな問題がある。だから、私は、先ほどから、この結晶ブドウ糖について、十年後の四十三年度に十五万トン、約二十万トンということになると、今日の生産というものの関係からいって、寒冷地の畑作地帯におけるそれぞれの農家の諸君の見通しが明るくなるのではないか、こういう考え方で実は聞いているわけなんです。

トントン数についておわかりでしたら一つ……では、もう少し検討していただいているのです。

農林漁業金融公庫の方にお尋ねしますが、今、たとえば北海道等においてもそうですが、できるだけ澱粉工場について合理化をしよう、今まで農家が五人か十人でやっていたのをやめて、できるだけ単位農協で合理化をしていこう、近代的な設備をしていこう、こういうときには、農林漁業金融公庫は、その近代的な施設に関して、ほんとうからいえば農協がやるんだ。——たしか、農林漁業金融公庫においては、農協、農業協同組合連合会あるいは会社においても、農民が九〇%以上の施設を持っておる場合には、貸付ができるようになつておるけれども、なかなかか、あなたの方では、澱粉の合理化のための近代的な施設をする工場には貸さないのであります。新農村建設の指定を受けたところには貸すけれども、そうでないところには貸さないということになつておるのですが、それは事実かどうか、お尋ねをしたい。

としまして、食糧庁の方から、澱粉工業の育成について通達したあの話は、もしわかりましたら……。そのあとで私の方から……。

○村田説明員 澱粉工業の育成のために融資を認めないという方針は私どもとしてはとっておらないのでございまが、ただ、御承知のように、澱粉工場の新規の乱立と申しますか、乱設されますものにつきましては再検討を要するのではないかとか、しかし、既存の工場がその工場の合理化のために施設の整備をいたします場合は、これは、ある一定の条件のもとに、そういう場合に資金的な援助をするのはやぶさかではないというふうな基本的な考え方のものに、実はこれは直接食糧庁ではございませんけれども、金融担当の農林省の方の経済局の方から、農林漁業金融公庫に対しまして、ただいま申し上げましたような趣旨で、単なる増設のための新設ではいけないけれども、従来の工場が施設の合理化をやる際の資金的な措置についてはこれを見していくといふうな基本的な方針で、経済局の方から農林漁業金融公庫の方にも指示が出されておるはずでござります。

○横路委員 業務第一部長にお尋ねいたしますが、そうすると、たとえば一つの村で今まで澱粉工場が多いところは三十も五十もある。そのためコストが非常に高くつく。だから、その三十も五十もある個人経営、あるいは三人か五人で経営しておる澱粉工場を全部やめて、農協が一本にしてやる。そういうよろな合理化のための工場については、農林漁業金融公庫は貸付をすこやめ、農協が一本にしてやる。そ

ですが、この点は非常に大事で、今一番問題なのは、どうやつたならば澱粉のコストを下げていくかということだ。この点貸すということがここで明確になれば、その方針で、とりわけ北海道等におけるバレイショの澱粉工場は今まで個人でやっておった、あるいは三人、五人でやっておつたのがほとんど廃止されて、単位農協で経営されにくということになる。この点ははつきりしてもらいたい。それではよろしいのですか。

○田村説明員 関連して私からお答えを申し上げますけれども、農林經濟局の方から公庫に向かって指示しております内容を多少具体的に申し上げますならば、まず第一点は、澱粉工場の新設の計画がありました場合には、農協系統もございましょう、あるいは商人系統も工組系統もございましょうが、それらを含んだ当該地方におきます総合的な計画にしてもらいたい。このことは特に農林省から都道府県当局に向かっても要請している問題でござります。やはりその地方全体が総合的に計画された計画でなくてはならない。それが第一点でございます。第二点といつたましましては、ただいま御指摘のありましたことに関連するのでござりまするが、工場の設備能力というものは、大体廃止されます能力に見合う範囲内、いわゆるリブレースとしての合理化でなくてはならないというふうに指示をいたしておりますのでございます。それから、第三点は、新設計画というものは、合理化を目標としたのですでござりますから、ただいま御指摘のように、製品価格がそれによって引き下げになるということを目指にするという

三点につきましての指示をいたしておりますので、ただいま御指摘のような事例は、あるいはこの三項目のそれそれに該当いたしまするならば、公庫をいたしましても、融資について、これを拒否されることはないのでしょうかうかと私どもは考えております。むしろ以下は公庫からお答えを願う筋かと存じます。

○横路委員 今の点で、私の聞き違いかもしませんが、農業協同組合、それから商業協同組合ですか。

○村田説明員 商人系統、工組系統です。

○横路委員 これは農林漁業金融公庫にお尋ねしますが、これは差しつかえないのですが、私は、農業協同組合の経営でなければならぬ、こういうように考えておつたが……。

○小山説明員 それは北海道開発公庫からの融資のこととござります。

○横路委員 だから、農林漁業金融公庫としては、商人系統のではダメですね。これは北海道東北開発公庫でやっているのですね。その点ははつきり、今のお話がちょっと不明確でしたから、それでは一つ農林漁業金融公庫の方にお尋ねしますが、この方針で澱粉工場の合理化のために資金を融通したのは、どこどこですか。今日まであるのかないのか。

○小山説明員 今の問題につきましては、こういうふうに分けて申し上げます。第一点は、三十四年度の問題をどうするかという問題と、それから三十五年度以下をどうするかという問題に分けて申し上げたいと思います。

まず、三十四年度、すなわち今年の年度につきましては、これはどこがどう

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

そういうことはありませんが、端的に申しますと、ワクがないのであります。もつと正確に申し上げますと、新農村建設の方のワクはあります、共同利用の中の澱粉に対するワクは全然ないと申し上げてもいいと思うのです。そこで、新農村の方でできたものにつきましては、これはどんどん今申しました方針で融資をやっておりますけれども、それに乗らないところの一般の共同利用の方は、ワクがないために、一方所だけ今までワクの差し繰りをして融資をいたしました。

○横路委員 どこですか。
○小山説明員 留寿都です

千五百万円であります。それから、それ以外に四つばかりきておりますが、それに対しましては、私の方として、

農林省の食糧局にお願いし、金融課にお願いし、大蔵省ともいろいろ折衝して、ある程度の見通しがつきそうになつたときに、御承知の伊勢湾台風がきたわけです。そこで、その方の関係もありまして、非常に資金需要がなにしたものですから、今のところまだ本年度融資するというはつきりした結論が出ておらないのです。それはだめかと申しますと、だめともまだ結論が出ておりません。結局本年度は、

今後の災害を含めての私の方の貸付の
状況を見まして、年度末に調整を——
余ったワクから足らないワクに回すと
いう調整を毎年やつておるわけであり
ますが、その際に、当然、この澱粉工
場の合理化の方は、われわれも実は頭
の中にこびりついておりますから、考
えるつもりでおります。それ
が本年度の状況であります。

それから、三十五年度につきまして

は、実は、今申しましたように、この情勢の資金計画を作るときに、この把握が——これはどこが悪かったか、最後にわざわざいつても、ちょっとはつきりしませんけれども、情勢の把握が十分でなかつたためにワクの要求がなかつた。そこであとからずっとたくさんきたわけですね。そこで、そのワクは今申しましたくかという、いわゆる道としての政策を立ててもらいまして、それを農林省——私どももちろん参加いたしましたが、検討いたしまして、そして北海道の澱粉工場の合理化方策といふようなものが一応できておるので、具體的に申しますと、大体既存工場をつぶして、小さいのを千二百五十整理しまして、四十四の合理化工場を作る。これは今まで融資したのを含めて四十四であります。そういうのが大体農林省——農林省も、また関係は食糧庁の方、それから振興局ですか、それから経済局と、いろいろ関係の局がありますが、そういうところと道の方とで大体の話し合いがついておるわけです。もうすでに本年やったのは、先ほど申しましたように七千五百万やつておりますが、三十五年度は、その分といたしまして五億八千万円を融資のワクとして、今大藏省に要求しておるわけです。そこでこれは幾らになりますか、そのワクによりまして融資をしてい、かよう思つております。

ついてこれは差しかえをして、北海道の留寿都村の農協について七千五百万円の融資をしたというお話ですが、あとの四ヵ所というのは、やはり北海道ですか。どこになつておりますか。お差しつかえなければちよつと……。

○小山説明員 北見とそれから南網走、中標津、それと北連の斜里の工場、以上四ヵ所であります。

○横路委員 大体全体の資金計画はどちらくらいですか。

○小山説明員 全部で、向うの融資の希望額は三億一千五百万円になつておられます。

○横路委員 それでは、業務第一部長に、先ほどの数字、カンシヨで一億一千万貫、ペレイシヨで四千万貫、これります。

のトン数を……。

○村田説明員 大へん失礼いたしまし
た。一億一千万貫で約四十万トンで
ござります。四千万貫で十五万トンに
なります。

○横路委員 これは、そうすると、十
年後の四十三年度における結晶ブドウ
糖の需給量が十五万トンと見込んで年
次計画をやっていくわけですが、そう
すると、今あなたのお話で六五%だと
言うから、換算すると約二十万トン消
費される。そうすると、今ここで五十

トンだ、だから今のように政府としてもいいのだ、こういう計算でいっては相当な在庫品を持っていることになるのか。毎年の買い上げとその点はどうなるのですか。

○村田説明員 この点はやはり今後のイモ作の傾向が十年後どういう傾向をたどるかということ、それから、それによってできました際には、それら何かの用途にどういうふうな消長をたどって参るかということとも非常に関連が深いのでござりますが、この十一年計画を立てました際には、それらの見通しにつきましては、大体現状のまま推移するという一応の前提に立つておるわけでございます。この点についてもいろいろ御論議があろうかと存じますけれども、ただいまの段階ではそれ以上の正確な予測を立てる的確な資料もございませんので、一応現状で推移するであろうという前提に立ちましたわけでございます。さようにいたしまするならば、ただいまの御指摘のように、結晶ブドウ糖によりまして過半の澱粉は処理が可能になるといふような見通しに相なるわけでござります。

○横路委員 それでは、第二部長に対する質問はこれで終わりまして、あとで農林漁業金融公庫の方に重ねて質問したいと思うのですが、食糧庁の企画課長に……。

実は、九月の十三日の本委員会と十月十三日の本委員会で、消費者米価についてお尋ねをしていたわけです。われわれの希望としては、十一月一日から新米穀年度になったのだから、その

際やはり消費者米価についても十分考慮されるべきだというので、御承知のうに、今日までいわゆる中間県であります。十キロ当たり八百五十五円の消費者米価によって配給を受けたそれぞれの県も、ことしばかりでして、ここ三年ないし四年ほど前からすでに生産県になっておる県については、やはり規則の示す通り十キロ当たり八百三十円ということに下げるばかりで、すでに正直のところではないか。しかも、それが当該県においては、農民の諸君が一生懸命働いて、そして今まで生産が県における配給の状態にまで達しなかつた。それが農民の諸君の努力によつて生産が過剰になつて、他の県には出せるようになつた。そうすれば、農民の諸君の努力とあわせて、当然中間県、いわゆる消費県といわれてゐるのが生産県になつたのだから、十キロ八百五十円は八百三十円に下げるべきだ、こういうようなことを二回にわたってお尋ねをしていたわけです。十一月一日は過ぎたわけですが、いまだに実施されません。しかし、もう食糧調査所としても相当検討されたことだと聞いてお尋ねをしていたわけです。三十二年当時の状況を基礎にいたしますので、きょうは一つこの委員会などでその点に関して明確な御答弁をいただきたいと思います。

おいても生産が伸びて参りました。自給度が向上して参るという結果は各地に出ておりまいます。その当時考慮いたしました受配率というようなものも、需給の緩和によりましてその当時用いたしますと、消費者米価の水準を相当大幅に下げなくてはなりません。従いまして、現在の体系を作るときの区分をいたしました基礎をそのまま適用いたしますと、消費者米価の水準を結果になるわけでございます。これは御承知のように食管の財政負担という問題にすぐつながる問題でございまして、現在でも生産者価格と消費者価格との間にかなり開きがありまして、これが大きな財政負担の原因になつて、先ほどから御指摘のありましたような条件の変化という点は、われわれも十分承知をいたしておりますけれども、これ以上財政負担を増加するという問題がござりますので、まださることながら、やはりそういう状態が非常に顯著になつて参りました府県がござりますので、そういう府県につきましては、私の方でできるだけ詳細な検討をいたしまして、またその範囲もできるだけ財政負担に及ぼす変化が少ないような方法で、できるだけ限られた範囲で御指摘のような趣旨を取り入れたらどうかということで、検討を続けて参つておるわけでございます。

現在のところ、政府部内で、食糧局、農林省と大蔵省との間にこの問題を検討しております。

し上げるには至つておりませんけれども、数日来検討をずっと続けておるわ

けでございます。ただ、十一月から実施してはどうかということにつきましては、われわれもいろいろ努力をいたしましたのでござりますけれども、ただ消費者米価につきましては一月から値段を変えた先例もございますし、十一月

から変えた例もございますので、必ずしも新米穀年度でなければならぬといふことはないわけでございます。た

だ、でき得べくんば、やるものならば早い方がいいということは言えると思

いますが、そういう線で私ども検討いたしております。御指摘の点につきましては、現在の形から見れば、昔のままの計数を用いてることは妥当で

ないということは十分承知をいたしておりますが、検討の結果が出るまで、もう少し時間をかしていただきたいと思つておるわけでございます。

○横路委員 具体的に一つお尋ねしたいと思うのですが、この場合一つの例として、御承知のように北海道は三十年は非常な災害でございましたが、三十二年、三十三年、三十四年と、三十年以来毎年生産過剰で他府県に出しておるわけであります。おそらくことは、御承知のように北海道は三十年は約十一万トンくらい他府県に出すようになるのではないか、こういう見通しです。これは非常に不安定な要素があるというお話を前にございましたけれども、実際には、いわゆる不安定な要素ではなくて、土地の改良や、あるいは農業その他によって生産も向上している。しかもだんだん安定しながら向上してきている。そういうわけで、実際消費者米価八百五十円から八百三十円か

し上げるには至つておりませんけれども、ただ消費者米価につきましては一月から値段を変えた先例もございますし、十一月

から変えた例もございますので、必ずしも新米穀年度でなければならぬといふことはないわけでございます。た

だ、でき得べくんば、やるものならば早い方がいいということは言えると思

いますが、そういう線で私ども検討いたしております。御指摘の点につきましては、現在の形から見れば、昔のままの計数を用いてすることは妥当で

ないということは十分承知をいたしておりますが、検討の結果が出るまで、もう少し時間をかしていただきたいと思つておるわけでございます。

○横路委員 具体的に一つお尋ねしたいと思うのですが、この場合一つの例として、御承知のように北海道は三十年は非常な災害でございましたが、三十二年、三十三年、三十四年と、三十年

に北海道も取り上げて検討いたしております。從いまして、目下検討中の府県が最も顕著なるものの一つであろうといふことは、十分承知いたしております。従いまして、目下検討中の府県がついて考えますと、北海道はその中で最も顕著なるものの一つであろうといふことは、十分承知いたしております。従いまして、目下検討中の府県がついて考えますと、北海道はその中で最も顕著なるものの一つであろうといふことは、十分承知いたしております。従いまして、目下検討中の府県がついて考えますと、北海道はその中で最も顕著なるものの一つであろうといふことは、十分承知いたしております。従いまして、目下検討中の府県がついて考えますと、北海道はその中で最も顕著なるものの一つであろうといふことは、十分承知いたしております。従いまして、目下検討中の府県がついて考えますと、北海道はその中で最も顕著なるものの一つであろうといふことは、十分承知いたしております。従いまして、目下検討中の府県がついて考えますと、北海道はその中で最も顕著なるものの一つであろうといふことは、十分承知いたしております。従いまして、目下検討中の府県がついて考えますと、北海道はその中で最も顕著なるものの一つであろうといふことは、十分承知いたしております。従いまして、目下検討中の府県がついて考えますと、北海道はその中で最も顕著なるものの一つであろうといふことは、十分承知いたしております。従いまして、目下検討中の府県がついて考えますと、北海道はその中で最も顕著なるものの一つであろうといふことは、十分承知いたしております。従いまして、目下検討中の府県がついて考えますと、北海道はその中で最も顕著なるものの一つであろうといふことは、十分承知いたしております。従いまして、目下検討中の府県がついて考えますと、北海道はその中で最も顕著なるものの一つであろうといふことは、十分承知いたおります。

○横路委員 それで、これ以上あなたにお尋ねをしても、あるいは御答弁ができないかもしれません、十一月一日の新米穀年度から消費者米価については変わるところもある。しかし前例としては一月一日の場合もある。そ

うすれば十二月一日だってあつていいわけですね。何も一月一日まで待たなければならぬということはない。十一月一日は過ぎたのですから、これはや

むを得ないとして、何も一月一日を待たないで、十二月一日からぜひ一つ実

施するように、とりあえず検討しても

常に大きな問題だ。だから、私は、一

つ具体的に北海道についてどうなる

か、この点お聞きしておきたい。

○龜長説明員 北海道につきましては、作柄が不安定と申しましても、御

指摘のように三十一年に作況指数が五

一であったほかは、毎年一〇〇以上の

指數を示しております。三十二年一

一七、三十三年一一三、三十四年一二六といふ作況指数になつております。

生産の方もそのようになっております

し、搬出県という見地から申します

と、三十三年、三十四年の両米穀年度

を通算いたして考えまして、私どもの

計算では二九%程度他県へ出せる、北

海道の自給度を考えれば約三〇%程度

になるであろうと、私ども

も、三十二年の消費者米価を決定いたしました當時との条件の変化を各県に

ついて考えますと、北海道はその中で

最も顕著なるものの一つであろうとい

ふことは、十分承知いたしております。

○横路委員 それで、企画課長に對

する質問はこれで終わります。

○横路委員 それで、企画課長に對

考えていくと、農林漁業金融公庫から借りた場合と、一般的の市中銀行から借りた場合とでは、利子について一億円以上の違いがある。こういう具体的な数字も出ているわけですから、私どもは、農林漁業金融公庫の業務方法書についていろいろ大蔵省との関係で、そのつど時勢に適応したように内容を変えてきている。ですから、私はそういう意味で検討すべき段階にきているのではないかと思うのですが、大月さんの考えはどうですか。

○大月説明員 三十四年三月二十日の衆議院の農林水産委員会の御決議等もございまして、いろいろ検討いたしましたところでございますけれども、根本的には、農林漁業金融公庫の貸付の対象というものを、はつきり農林漁業者といふことに限定しておるわけでござります。この特例を開いていくということになりますと、公庫の性格自体について根本的な考え方の変更をしなければならぬというような問題になります。具体的に牛乳の問題というものは、また別途農林行政として重要な問題であるということを承知いたしておりますので、その辺のところは、農林省ともまた御相談いたしまして、研究しなければいかぬ問題だと思いますけれども、われわれの立場から、農林公庫という立場から考えますと、なかなかむずかしい問題である。いろいろ御相談もしなければいかぬ問題でありますけれども、なかなかむずかしい問題であります。

○横路委員 あなたの今のむずかしい問題も、あなたが今のむずかしい問題でありますけれども、私もわからぬではありません。しかし、農民の持株が九〇%以上、こうなつておるのだが、ここ

で春日委員の罹災者に対するところの減免措置についてのお話。あなたはおくれてきたからお聞きにならなかつたかもしないが、法律で規定しているものと政令で規定しているものとは違う。たとえば政令では十分の五以上で、それでもよろしい。こういうことで政務次官も検討するということになつておるが、農林漁業金融公庫の業務方法書では農民の持ち株が九〇%以上だ。しかし、それは何十ペーセント以上が農林漁業で、それ以下は会社だという、こういうことになるかといふと、あるいは六〇%以上農民が持つていれば、それは農林漁業者と言えるのではない。それが二〇%か三〇%しか農民が持つていなければ、それは農林漁業者とは言えないかも知れないけれども、少なくとも持ち株が過半数以上、とりわけこれは七〇%以上ですから、そういう意味では必ずしも今あなたのつしやる農林漁業者というワクに入らなければいけではない、こう思うのです。だから、持ち株が何ペーセント以上なければそれは農林漁業とは言えないのだということは、私は言えないと思う。これが言えないままの割合ではあるまい。

○大月説明員 持ち株の比率を何ペーセントとするか、どの程度あれば農林漁業者を見るかという、一般的な常識の問題に入ると思います。われわれといつまでは、農林漁業者としては会に、業務方法書の改正については、ぜひ一つ検討してもらいたい、こう思つておる。検討の仕方は、今私が申し上げましたように、持ち株についても當慎重を要するのではないか、こううふうに考えております。

○横路委員 だいぶ時間もたちましたし、この問題は、あらためて適當な機会に、業務方法書の改正については、